

令和8年7月10日（金）

板橋区役所本庁舎食堂跡地運営事業者募集（1次審査）に関する質問及び回答について

標記の件に関して、質問いただいた回答について「板橋区役所本庁舎食堂跡地運営事業者募集要項」に基づき以下のとおりを公開いたします。

※質問期限：令和8年7月6日（月）

No.	質問内容	回答
1	使用料について 令和8年9月1日から貸付開始と記載がありますが、機器調達や人員の手配が間に合わず10月1日以降に現地での準備開始となった際についても、貸付料は9月1日より発生することになりますか。	使用料は貸付開始日である令和8年9月1日から発生します。機器調達や人員手配等の事情により実際の準備開始日が遅れた場合であっても、提案された面積に応じて、9月1日から使用料などが発生します。一方、実際に使用する時期が異なる場合は、区と協議の上、使用開始時期を決定することとします。
2	提出書類の押印について 参加申込書の「代表者職氏名」欄について、押印は必須となりますでしょうか。	参加申込書の「代表者職氏名」欄への押印は必須ではありません。
3	提出書類の種類について 一次審査にあたり、提出書類は「参加申込書」のみで差し支えないでしょうか。	「板橋区役所本庁舎食堂跡地運営事業者募集要項」4ページ目、8参加申込手続・プレゼンテーション①提出書類及び提出期限に記載のとおりです。提出書類として、参加申込書のほか、会社概要、業務実績等証明書類、直近3年分の決算書などを記載しておりますので、ご確認ください。
4	提出書類の送付方法について 参加申込書の送付方法につきまして、メールでの提出、または窓口へ持参（直接お渡し）のどちらでしょうか。	「板橋区役所本庁舎食堂跡地運営事業者募集要項」5ページ目、8参加申込手続・プレゼンテーション②提出先及び提出方法提出書類及び提出期限に記載のとおりです。ア窓口持参、イ簡易書留のいずれか、ご都合の良い方法で提出してください。